

税

問合先 税務課

**家屋を取り壊したときは
忘れずに届出を！**

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。

届出をしないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合がありますので、必ず届出をしてください。

入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。納められた入湯税は、観光振興などのイベントの助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

- 宿泊：1泊150円
- 日帰り：1日75円

※12歳未満の人は、課税が免除されます。

◆令和元年度入湯税収入額
6,963千円

入湯税の使いみち
令和元年度は、観光振興業、施設組合負担金事業に、それぞれ充当しました。

事業名	事業費(万円)	充当額(万円)
観光振興事業	9,176	696
施設組合負担金事業	109,744	
合計	118,920	696

個人事業税【第2期分】の 納期限は11月30日(月)です

● 第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。（口座振替をご利用の場合、納付書はお送りしていません。）

● 納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせてください。

● 個人事業税は、納税通知書に記載の金融機関や大阪府内の郵便局の他、コンビニエンスストアなど、府税事務所でも納付することができます。

また、府税収納を取り扱う金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）のPay-easy（ペイジー）による納付や、スマートフォン決済アプリ「PayB」、「LINE Pay請求書払い」および「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納付することもできます。

● 口座振替をご利用いただくと納期限の日に指定の預金口座から振り替えられます。（申込から概ね3ヵ月後の納付分から口座振替が開始されます。）

問合先 大阪府泉南府税事務所（☎439-3601）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納税が困難な場合には納税の猶予制度があります。

▶「府税あらかると」QRコード



国民年金

社会保険料(国民年金保険料) 除証明書が発行

除証明書が発行

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。（過去の年度分や追納保険料も含みます。）

また、ご家族の国民年金保険料を支払っている場合その保険料も合わせて控除が受けられます。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、令和2年10月1日～12月31日に、今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、翌年の2月上旬に送付される予定です。

問合先

● 貝塚年金事務所（☎431・1122）

● ねんきん加入者ダイヤル

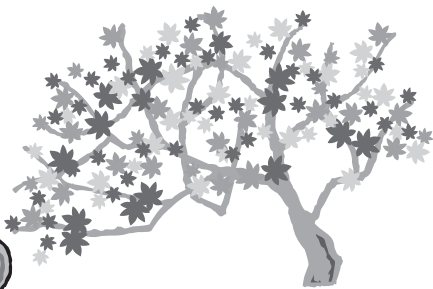
☎0570・003・004

（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でかけ

る場合は☎03・6630・25

25



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
(☎462・3471)

年末調整に関する

各種情報

令和2年分の源泉所得税の年末調整は、「給与所得控除額」「基礎控除」および「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」および「ひとり親控除」の創設など、昨年と比べて変更となった点があります。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/users/gense/n/encho/index.htm>)にある年末調整特集ページをご覧ください。なお、例年11月に開催していた年末調整説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を見合わせることになりました。

所得税および復興特別所得税の

予定納税(第2期分)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額を「予定納税」と

して11月(第2期分)に納めることとなっています。予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しています。

この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。納期限は令和2年11月30日(月)までとなっています。金融機関の窓口などで納付してください。

振替納税をご利用の人は、納期限内に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。廃業、休業または業況不振などの理由により、第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和2年11月16日(月)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

消費税の届出は

お済みですか?

個人事業者で、令和元年分(基準期間)の課税売上高が1千万円を超えている場合や令和2年1月1日～6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超えている場合

には、令和3年分は消費税の課税事業者に該当します。令和3年分から新たに課税事業者となる場合は、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」または「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。

なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

11月11日(水)～17日(火)

「税を考える週間」です

今年のテーマは、「くらしを支える税」です。国税庁ホームページによる広報、SNSを利用した広報、講演会の実施や関係民間団体などとの連携、社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・手続などに対する取組を実施しています。
※詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/tonikumi/>)の国税庁の取組紹介をご覧ください。

後期高齢者医療制度

問合せ先

●大阪府後期高齢者医療
広域連合 給付課(☎06・
4790・2031)
●国保年金課

柔道整復、はり・きゅう・あん摩・マッサージ

健康保険で受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。

■整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

骨折、脱臼、打撲、捻挫など(肉ばなれ含む)※骨折、脱臼は、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または

押印してください。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

●医師が必要と認めた、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

●はり・きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

●あん摩・マッサージ：筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

●保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

●柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。